

新城市地域公共交通会議設置要綱等の改正について

1. 改正に至る経緯

新城市は、令和3年度に地域公共交通活性化再生法に基づく新城市地域公共交通計画の策定にあたり、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通計画策定事業）の交付申請を予定している。

本補助金の交付対象事業者は、地域公共交通活性化再生法に規定する法定協議会となっているが、平成22年度以降、新城市地域公共交通会議は予算を取り扱っていなかった。

この度、本会議で予算を取り扱うにあたり、現在の組織や事務処理方法等と照らし、新城市地域公共交通会議設置要綱及び新城市地域公共交通会議庶務規程を改正する必要がある。

2. 改正の内容

(1) 新城市地域公共交通会議設置要綱

新	旧
(組織) 第3条 省略 2 委員の任期は、選任の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(組織) 第3条 省略 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員) 第4条 交通会議に下記の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 座長 1名 (4) 監事 2名 2 会長は市長とし、交通会議を代表する。 3 副会長及び監事は会長が指名する。 4～6 省略	(役員) 第4条 交通会議に下記の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 座長 1名 (4) 会計 1名 (5) 監事 2名 2 会長は市長とし、交通会議を代表する。 3 副会長及び会計並びに監事は会長が指名する。 4～6 省略
削除	(会計) 第8条 交通会議の収入及び支出に関する必要事項は別に定める。
(庶務) 第8条 交通会議の庶務は、総務部行政課公共交通対策室において処理する。 2 庶務に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(庶務) 第9条 交通会議の庶務は、総務部行政課公共交通対策室において処理する。
(財務) 第9条 交通会議の予算は、会長が調製し、事業開始前に交通会議の議決を得なければならない。 2 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。	

(2) 新城市地域公共交通会議庶務規程

新	旧
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、新城市地域公共交通会議設置要綱第8条第2項及び第9条第2項の規定に基づき、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務及び財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、新城市地域公共交通会議設置要綱第9条の規定に基づき、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(所掌事務) 第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通会議の会議に関すること。 (2) 交通会議の資料作成に関すること。 (3) 交通会議の庶務に関すること。 (4) 交通会議の財務に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。 </p>	<p>(所掌事務) 第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通会議の会議に関すること。 (2) 交通会議の資料作成に関すること。 (3) 交通会議の庶務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。 </p>
<p>(公印の取扱い) 第6条 交通会議の公印の種類は会長印及び副会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(公印の取扱い) 第6条 交通会議の公印の種類は会長印及び副会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。</p>
<p>(予算) 第7条 交通会議の予算は、新城市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、必要に応じて会計年度予算を調製し、当該年度開始前に交通会議に諮るものとする。 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 4 会長は、第2項の規定により、交通会議で予算の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに新城市長に送付しなければならない。</p>	
<p>(予算の補正) 第8条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、交通会議に諮るものとする。 2 前項の規定により、交通会議で補正予算の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。</p>	
<p>(予算区分) 第9条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。</p>	
<p>(予算の流用) 第10条 会長は交通会議の運営及び事業の</p>	

<p>遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算を流用することができる。</p>	
<p>(出納及び現金等の保管) 第11条 交通会議の出納は、会長が行う。 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。</p>	
<p>(交通会議の出納員) 第12条 会長は、交通会議の事務局員のうちから、交通会議出納員を命ずることができる。 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。</p>	
<p>(収入及び支出に関する簿冊) 第13条 交通会議の予算に係る収入及び支出会計は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。 (1) 予算整理簿 (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊</p>	
<p>(決算等) 第14条 会長は、会計年度終了後、遅滞なく公共交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。 2 前項の承認を得るにあたっては、要綱第4条第3項の規定に基づき、会長が指名した監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに新城市長に送付しなければならない。</p>	
<p>(その他) 第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が交通会議に諮り定める。</p>	<p>(委任) 第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。</p>

3. 施行時期

令和3年4月15日（予定）

新城市地域公共交通会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 新城市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2）市が運営する有償運送及びNPO法人等が運営する公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）NPO団体等が運営する公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事項
- （4）市の公共交通政策の推進に関する事項
- （5）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）市長及びその指名する者
- （2）一般乗合自動車運送業者、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は利用者の代表
- （4）中部運輸局長（愛知運輸支局長）又はその指名する者
- （5）一般旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （6）市内において現に公共交通空白地有償運送を行っているNPO団体等
- （7）愛知県における関係行政機関の職員
- （8）学識経験者その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は、**選任**の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再選を妨げない。

（役員）

第4条 交通会議に下記の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）座長 1名
- （4）監事 2名

2 会長は市長とし、交通会議を代表する。

3 副会長及び監事は会長が指名する。

4 座長は委員の互選により決める。

5 座長は交通会議の議長となる。

6 新城市に対する申請及び契約に関しては、副会長が交通会議を代表する。

(会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が必要に応じて召集する。

2 委員は委任状により代理者を出席させることができる。

3 交通会議は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 交通会議の議決は全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席した委員の4分の3をもって決することとする。

5 交通会議は原則として公開とする。

6 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明もしくは意見を聞くことができる。

(地域部会)

第6条 交通会議は地域ごとの案件を協議するため、新城地域部会、鳳来地域部会、作手地域部会を置く。

2 地域部会の委員は、第3条に定める委員及びその他の者で、協議の内容により会長が必要と認めた者で構成する。

3 各地域部会は、協議した結果を交通会議に提出することができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部行政課公共交通対策室において処理する。

2 庶務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(予算及び財務)

第9条 交通会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に交通会議の議決を得なければならない。

2 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

新城市地域公共交通会議庶務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、新城市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項及び第9条第2項の規定に基づき、新城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務及び財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局長は、新城市の総務部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、新城市の職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）交通会議の会議に関すること。
- （2）交通会議の資料作成に関すること。
- （3）交通会議の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、新城市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類は会長印及び副会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表第1のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、新城市において定められている公印の取扱いの例による。

（予算）

第7条 交通会議の予算は、新城市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、必要に応じて会計年度予算を調製し、当該年度開始前に交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会長は、第2項の規定により、交通会議で予算の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに新城市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第8条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、交通会議に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、交通会議で補正予算の承認を得たときは、前条第4項の規定を

準用する。

(予算区分)

第9条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用)

第10条 会長は交通会議の運営及び事業の遂行上やむを得ないと判断したときは、歳出予算を流用することができる。

(出納及び現金等の保管)

第11条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

第12条 会長は、交通会議の事務局員のうちから、交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出に関する簿冊)

第13条 交通会議の予算に係る収入及び支展会計は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第14条 会長は、会計年度終了後、遅滞なく公共交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 前項の承認を得るにあたっては、要綱第4条第3項の規定に基づき、会長が指名した監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに新城市長に送付しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成20年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月15日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年度予算については、第7条第2項の規定にかかわらず、施行の日において交通会議に諮るものとする。

別表第1（第6条関係）

名称	形状	寸法(mm)	用途	個数	管理者
新城市地域 公共交通会 議会長の印	新城市地域 公共交通会 議会長の印	21×21	一般文書用	1	事務局長

名称	形状	寸法(mm)	用途	個数	管理者
新城市地域 公共交通会 議副会長の 印	新城市地域 公共交通会議 副会長の印	21×21	一般文書用	1	事務局長

別表第2（第9条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	寄付金	1	寄付金	1	寄付金
4	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
5	使用料	1	使用料	1	使用料
6	預金利子	1	預金利子	1	預金利子
7	諸収入	1	諸収入	1	雑入

別表第3（第9条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	事務費	1	事務費	1	事務費
2	事業費	1	事業費	1	印刷製本費
				2	修繕料
				3	委託料
				4	備品購入費
				5	工事請負費
3	予備費	1	予備費	1	予備費

令和3年度 新城市地域公共交通会議 予算書（案）

歳入

単位：千円

款	項	目	項目	予算額	内訳・内容
1	1	1	負担金	3,909	新城市負担金 (地域公共交通会議負担金)
2	1	1	補助金	1,256	国庫補助金 (地域公共交通調査事業)
4	1	1	繰越金	0	
7	1	1	諸収入	0	
合計				5,165	

歳出

款	項	目	項目	予算額	内訳・内容
1	1	1	事務費	97	
2	1	1	事業費	5,068	新城市地域公共交通計画策定 支援業務委託料
3	1	1	予備費	0	
合計				5,165	